

会社や職種に関係なく
一人でも誰でも入れる
労働組合
千葉スクラムユニオン



2011年6月3日 第8号
発行：千葉スクラムユニオン
千葉市中央区祐光2-5-8
ハイツカメリア202号
TEL/FAX:043-221-2525
E-mail:t-oyana@lapis.plala.or.jp
URL:http://scrunion.web.fc2.com/

発行責任者：大嶋甲三 編集責任者：平野良成



佐倉支店は不当解雇を撤回せよ 佐倉郵便局、期間雇用社員3名の仲間 長く働けるはずだったのに一年足らずで雇い止め

佐倉郵便局の小包配達業務で期間雇用として働いている3人の仲間に対して、会社は雇い止めを行いました。3人は郵政労働者ユニオンの組合員ですが、協約により郵便会社が団交に応じないため、千葉スクラムユニオンに加入し会社との交渉を行うことになりました。ユニオンは18日に交渉を行うよう文書を発送し、窓口交渉を重ねました。しかし、会社は、5月いっぱいまで雇い止めと言いな

解雇理由は説明もなし

3人の後から採用された4人は継続して雇用されています。なぜ自分達が解雇されたらばならないか説明を求めましたが、会社はまともな説明さえしませんでした。解雇されるような仕事上のミスもないし、仕事も減っているわけではありません。毎日超勤をしなければ配達しきれない状況は今でも続いています。会社は「ゆうパック」の配達を委託業者に回そうとしているようですが、そのために期間雇用社員を解雇することは許せません。3人は「長期期間社員募集」という募集広告に応じて昨年6月に郵便事業株式会社佐倉支店に採用になり

ました。仕事は「ゆうパック」の配達です。面接の時や採用時研修でも「契約期間は6ヶ月ですが、継続されます」「できるだけ長く働いてください」と言われました。職場の仲間たちもほとんどが何年も働き続けていて10年以上雇用継続し

第二回交流懇親会

5月29日、国労千葉地本の会議室で、第二回交流懇親会を開催しました。朝からの雨にもめげず15名が参加しました。最初に大嶋委員長より「今後はハゼ釣リやホールディング大会などのレクも検討します。」などとあいさつを受け、反失業千葉県共闘会議を代表して、荒川さん、新社会党千葉県本部からは岩佐副委員長にご挨拶をお願いしました。

小柳書記長は、「郵政佐倉支店期間雇用社員3人の



労働相談
ホットライン

一人で悩まないで
あなたの悩みを
一緒に解決します。

043-221-2525
午後5時～8時

ている人もいます。長く働けるといいうから採用に応じたのに僅か1年足らずで解雇とは納得できません。(以上、支店前配布チラシより)
6月1日早朝、佐倉郵便局前に集合した当該者の3

団交に応じない？

郵便局が国家公務員であった時代に雇用契約など管理運営事項については団交事項ではないとする協約があり、民営化のときに無協約になるのをさけるため、これを承継労働協約締結したため解雇について団交が出来なくなっています。

しかし、国家公務員時代には、これを補完する「人事院公平審査」というものがあり、本人訴訟が可能で懲戒処分や強制配転に対して闘うことができました。人事院が関係なくなった現在「管理運営事項は会社の専決」とする不合理な協約のみが残っているものといえます。